

## 最低制限価格制度を導入

### 県、印刷物の低入札対策

県会計管理局は印刷物の低入札対策として、来月下旬から新たに最低制限価格制度を導入する。一般競争入札と、指名競争入札のうち予定価格が50万円を超える印刷物が対象。

最低制限価格制度は、入札価格があらかじめ設定した最低制限価格を下回った場合、落札者として認めない制度。

同局物品管理課によると、最低制限価格は予定価

格積算内訳のうち、業務を実施するために直接必要な経費として設定。制作料、刷版料、印刷料、加工料の合計の65%に用紙代を加えて算出する。過去の実績から予定価格の7割程度になると想定している。

現行制度では、同課が発注する印刷物は、予定価格が250万円を超える一般競争入札に限り低入札価格調査制度が適用されるものの、10万円を超え250

万円以下の場合には適用されない。昨年度まで過去5年間の指名競争入札の平均価格は予定価格の約40%台で、極端な低価格入札の傾向にある。

また、県内の印刷会社は倒産や廃業により、2006年から10年までの5年間で112社から90社へ約2割減少し、従業員数も1割ほど減少しているという。

同局は「低価格での落札が今後も続けば県内の印刷事業者の衰退を招き、印刷物の良質で安価な調達ができなくなる」と判断し、印刷物の発注にも最低制限価

格制度の導入を決めた。すでに18道県が取り組んでいる。